

## 平成27年度第6回米子市指定管理者候補者選定委員会会議概要

1 日 時 平成27年10月14日(水) 午後2時開会

2 場 所 米子市役所 本庁舎5階 第2会議室

### 3 出席者

#### 委員

片木委員長、高橋副委員長、赤尾委員、関委員、大東委員、廣戸委員、光木委員、湯原委員、吉田委員

#### 所管部局

齊下福祉保健部長、長井市民環境部長、細川建設部長、その他関係職員

#### 事務局

菅原総務部長、総務管財課職員

### 4 会議概要

[1 開 会]

[2 委員長あいさつ]

[3 議 事]

#### 指定管理者候補者案(諮問案)の審議について

審議に入る前に、「会議の議事に利害関係を有する委員」の範囲の確認が行われた。

#### (1) 米子市心身障害者福祉センターほかの審議

赤尾委員から、議事に利害関係がある旨の申し出があり、議事から外れることとなった。所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

(副委員) 2つの法人が手を上げているが、現在の指定管理者のほうは、アンケートやヒアリングなどを通して所管部局も状況確認をしていると思うが、新規の候補者のほうは、事業計画書の形式的なチェックしかしていないとのことである。そうすると、内容のチェックはどのようにするかということだが、どちらも社会福祉法人だから県の監査を受けているはずで、その報告を見れば(事業計画書に)書いてあることが本当(に実現できる)かどうか判断できる。(所管部局は)県の監査報告を見ているか。

(所管部局) 見ていない。事業計画書等の記載内容で判断するものと考えている。

(副委員) そうすると、大きいことを(事業計画書に)書いたほうが評価が良いのか。実現できないことでも(事業計画書に)書いておけば良いということになる。それを確認するのがこの委員会の役割ではないか。

(廣戸委員) 確かに、文章づらだけで良い評価となることもある。それが本当に良いのか悪いのかは分からないが。

(事務局) 事業計画と実際の管理業務に開きがあった場合は、(所管部局が) 毎年行っているモニタリングの評価に反映し、そのことが次期指定管理者の選定に影響するということはある。

(副委員長) 事業計画どおりに業務を行わなくても、指定の取消などはないのか。

(事務局) (市と指定管理者が締結する) 協定に反することがあった場合には、管理業務の停止や指定の取消などもある。

(副委員長) モニタリングは、どの位の回数を行っているのか。

(事務局) 年に2回行っている。

(副委員長) 現在の指定管理者のほうは、モニタリングの評価を見れば状況分かるが、新規の候補者のほうは、県の監査報告でも見ないと状況分からない。

(委員長) 提出された事業計画書を主な拠り所として審査するわけだが、これに全く信頼性がないという訳ではない。事業計画書には、計画実現の裏付けのようなものも同時に記載されることによって納得させられる提案になる。単に良いことだけを並べて信頼性のある事業計画になるかということそうではない。所管部局ではどういう印章を持っているか。

(所管部局) 評定に当たっては、文章的に計画実現の裏付けを読み取って(評定点に) 差をつけた。例えば「適正に管理する」というような表現でも、具体的にどうすることなのか触れてあれば、文章づらということかもしれないが納得させられるものであり、実際に無理なく実現できると思わせる書き込みなどによって評定した。点数の低いほうは、もしかすると書き込みが足らなかったということかもしれない。

(委員長) 文章を書く作法としては、根拠を示しながら提案するものであり、「適正に管理する」だけでは信頼性は感じられないと思う。

(廣戸委員) (評定の) スケジュールとして、8月中旬の応募締め切りから10月上旬(この委員会) までで十分な審査ができたのか。

(所管部局) 担当者、係長、課長等で申請書類を読み込んで、何回かディスカッションを行い、更には福祉保健部の部長をはじめとする課長会に提案し、評定の内容を検証してもらっている。

(廣戸委員) 現在の指定管理者については、モニタリングを行っているので評価しやすいが、新規の候補者の評価は難しいのではないか。

(所管部局) 新規の候補者は、確かにこの施設の応募は初めてだが、法人の役員や職員の方々あるいはこれまでの障がい者支援の実績から考えてみても、思いつきで書かれた計画ではないと思っている。

(副委員長) (新規の候補者の選定基準の(2の(4)の)「使用者又は利用者に対するサービス向上策は適切か」や(2の(5)の)「使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か」など、数字の裏付けなど客観性のない項目は、どうやって点数をつけたのが疑問である。だから県の監査(報告)がどうなっているか確かめたかった。

(所管部局) 2の(4)については、小規模事業所についても送迎するなどの新しい発想があり、また職員のスキルアップの研修のための専門委員会を立ち上げ、組織全体に研修の技術を反映させようとしている(ことを評価した)。

(副委員長) その委員会に出席したことはあるのか。

(所管部局) ない。

(副委員長) 出席して内容がすばらしかったと言うならわかる。だから県の監査報告が分かれば判断できると言っている。

(委員長) しかし、建て前としては事業計画書の内容で判断することであり、いかに真実を読み取るかという作業になる。副委員長が言われる県の監査報告も一つの参考資料となるかもしれないが、ここでは事業計画書から裏付けのある提案を読み取る以外にないのではないか。

(副委員長) 数字で裏付けできない評価項目は、過去の(法人の)行動を見れば実現性を判断できるので、県の監査報告が見たいと言っている。

(湯原委員) 逆に現在の指定管理者のほうが評定点が高いのは、4の(5)の「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか」だが、新規の候補者は、職員を新規雇用することとなるため雇用率が低いのか。

(所管部局) (この案件の)2施設で8人体制というところは(両候補者とも)変わりがないが、現在の指定管理者は(雇用している6人)全員継続雇用であり、新規の候補者は(6人中)5人を新規雇用するというものである。

(委員長) 先ほどから副委員長が言われる県の監査報告などは参考資料の一つかもしれないが、現時点ではそのような資料を参照するという(委員会の)仕組みをとっていない。所管部局でその(資料の)有効性を確認してもらい、このように僅差の(評定)の場合は(あらかじめ)参考資料として出してもらってもよい。ただし、これは次回以降の話になるが。

(副委員長) 4の(1)「法人の経営状況に問題はないか」について、両方(の候補者)とも問題はないのに(評定に)差がついた理由を説明してほしい。

(所管部局) (財務分析指標の)流動比率、固定長期適合率及び自己資本比率の3指標によって判断した。流動比率は100%以上だと問題なしとされており、両方(の候補者)とも問題ないが、現在の指定管理者は177%であるのに対し、新規の候補者は840%となっている。

(副委員長) 流動比率は100%以上であれば問題ないというのに、840%だから点数が良いというのはおかしい。

(所管部局) 次に、固定長期適合率は100%以下であれば問題なしとされており、現在の指定管理者は84.3%であり、新規の候補者は81%となっている。また、自己資本比率は70%以上であれば問題なしとされており、現在の指定管理者は72%であり、新規の候補者は94%となっている。

(副委員長) 最近は、固定長期適合率は重要視されなくなっている。なぜかと言うと、(法人の)リース資産が増えており、固定資産を持たなくなってきたからである。流動比率にしても840%(と数値が高いの)だから点数が良いなどと言っていると、(所管部局の)担当者は何を考えているのかと言われる。(両候補者とも3指標では)全部合格点をもっているではないか。

(関委員) 4の(1)は相対評価で優劣をつける前提となっているが、一定の基準を超えていれば良しとして優劣をつけない絶対評価に向いている項目ではないか。

(副委員長) 以前にも発言したが、4の(1)は法人の中の部門別で判断しないと、大きな(規模の)法人が参入してきたら(財務分析指標の)数値的には絶対有利になる。その(発言した)ときには(部門別の判断は)困難だということになったが。

(関委員) 4の(1)は相対評価で間違いはないか。

(事務局) 本編資料に記載しているとおり、評定は原則として相対評価により行うこととしているが、例外として、3の(1)の「管理経費の節減が図られる見込みがあるか」及び4の(5)の「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか」については、絶対評価によることとしている。

(関委員) やはり、4の(1)は相対評価によることとなっているが、これを絶対評価とすることが妥当かどうかの議論になっている。

(委員長) ここで評価方法を変えると、他の全ての案件を再評価しないといけなくなる。

(事務局) 4の(1)は、まず(財務分析指標の)数値に問題がないかという点は一定の基準(絶対評価)により判断することとなるが、その数値が良いから相対的に優れているかどうかは別の判断になる。

(委員長) 副委員長の言われる「(規模の) 大きな法人が絶対有利になる」ということはよく分かる。

(副委員長) 以前(の案件)にもあったが、(法人の貸借対照表の)借方に預金が100万円あって、貸方に借入金がある。何も事業活動しないから(その状態は)変わらない。しかし、流動比率は100%だから問題なしとなる。それはおかしいと言って、評定点を変えたことがある。これは極論ではあるが。

(関委員) 先ほどの事務局の説明では、相対評価ではあるが、必ず優劣の差がつくものではないと理解したが間違いないか。

(事務局) はい。

(副委員長) (財務分析の)各指標は単なる目安であり、基準を満たしていれば良いものである。基準を満たしていないのであれば、差がついてもおかしくないが、基準を満たしているものに差がつくのは理由が分からない。

(委員長) 委員会の運営上の原則に戻ると、(今回は)既に過去に決定された基準で評価しているものであって、新たな基準を設ける場合は、次回から適用することとなるかと思う。

(副委員長) しかし4の(1)については、(今回の)検討事項として考えないといけない。

(委員長) 所管部局としては、どう考えているか。

(所管部局) 選定基準・評定票の記載要領に基づいて、相対評価により(財務分析指標の)数値に大きな差があったで優劣の差をつけたが、副委員長のご意見や総務管財課の説明では、必ずしも数値の高低で優劣を判断するものではないということなので、基準を満たしていれば良いとするのかどうか、委員会の指示を仰ぎたい。

(吉田委員) この選定基準の問題を所管部局に(判断を)求めるのは困難な話だ。これは総務管財課のほうが、全庁的に共通した新しい選定基準を決めましょうかと提案すべきものである。

(委員長) そうすると、今日の話にはならない。(新しい基準を)検討して、次回から(適用する)というのが収まりやすいが。

(光木委員) この(4の(1)の)項目だけで4点の差がついており、これを同点とすると、順位が入れ替わることになるので、結論を先延ばしにすることはできないのではないか。

(委員長) そうすると、(今回の)他の案件も評定が変わってくることになるが。

(光木委員) やむを得ない。

(吉田委員) 私が言ったのは、次回以降の基準を考えてはどうかということである。

(光木委員) ただ私は、この(4の(1)の)14点と10点の4点差は、他の項目の配点との兼ね合いを考えても、そこまで差がつく意味合いが理解できない。

(吉田委員) 現行の選定基準で考えると、現行の管理団体の管理水準を「普通」の10点に置いて、新規の候補者のほうが優れているから14点になるということである。

(副委員長) 我々、この(財務分析指標の)数字を扱って(仕事をして)いる者にとっては、(流動比率が)800%だから優れていて、170%だから劣っているなどという意識は全くない。どちらも立派だとほめるであろう。流動比率が高いのは、長期借入金がたくさんあって数値が大きくなっている可能性だってある。そういうところまで確認しないで、なぜ単に数値の大ききさで優劣をつけたのかを、最初から何度も聞いている。

(所管部局) 4の(1)は配点が20点ということだが、言われるように基準を満たしていれば良いとするなら、なぜここは配点が高いのか気になるころではある。配点が高い分だけ、なおさら差をつけなければいけないという意識が多分にあったと思う。言われるように、現在の(法人の)経営環境の中で(財務分析指標が)さほど大きな意味を持たないなら、4の(1)が他の項目の倍の配点になっていることは気になる点である。1ランク差をつけたために4点差となっている。

(事務局) 選定基準・評定票は事務局が原案を提示しているが、最終的に配点を決定して公募を行うのは所管部局である。原案の4の(1)の配点が高いのは、安定的に施設の運営を行われなければならない(ことを重視する)ということで配点が高くなっている。

(委員長) 最高得点の20点は、各所管部局で変更できるということか。

(事務局) (合計点の)満点が200点で、各項目に10点又は20点を配点しているが、これはひな形として提示しているものであり、各施設の特性に応じて(所管部局で)変更できることとしている。

(副委員長) 配点は委員会で決定したものなので、変えられないはずだが。

(委員長) そういう不統一な扱いは、行政側の姿勢の問題にも影響する。実際に(配点の変更を)実行した例はないであろう。

(廣戸委員) このようなことが起こるから、これまでに(取扱などを)変更してきたことの一覧表でも作って、委員に配ってはどうか。

- (副委員長) (選定基準の) 2の(3)の「自主事業計画書の内容は適切か」の項目は、(自主事業を実施させず) 必要がない場合は(項目を) 削って180点満点にしても良いというのはあるが、所管部局が配点を換えられるというのはおかしいと思う。
- (委員長) 所管部局は聞いていたか。
- (所管部局) そういうこともあり得るとは聞いていたが、それなりの理由が必要なことであり、今回はひな形に沿った形で考えた。他の部局もそうであろうと思う。
- (廣戸委員) 指定管理施設の全所管課が集まって、よく協議をしないとイケない。
- (事務局) 説明不足だったが、(選定基準・評定票の) ひな形では、この4の(1)について20点の配点としている。全体的な配点を変更する場合は、(所管部局は) 事前に総務管財課に相談することとしている。今回この所管部局は、総務管財課が示したひな形を採用して評定しているということである。
- (委員長) 配点を変更するという事前の相談がなかったわけであるから、この議論の中で(所管部局が配点を) 変更できるはずだということはおかしい。
- (事務局) この議論の中で変更できると言った訳ではなく、公募をする時点で募集要項に(選定基準・評定票を) 掲載するので、それ以前に所管部局で(配点を変更するかどうかの) 検討することが必要であるということの説明したかった。
- (委員長) (評定点の) 差が小さいので、評定方法を変えると(順位が) 逆転してしまうところで、意見が出しにくいところもある。
- (副委員長) 以前に(委員会の意見で順位が) 逆転したこともあったのではないか。先ほど所管部局の質問に、なぜ4の(1)は配点が高いのかということがあったが、長期にわたって安定的に運営をしてもらいたいから、財政基盤のしっかりとした法人を高く評価しようとするものである。
- (委員長) ここで評定方法を変えると、今回のほかの案件についても、再度見直しをして(所管部局で) 再決定してもらわなければならない。
- (吉田委員) どの所管部局も同じように考えているのではないか。(4の(1)は) 何を基準に評定するのかという問いがあって、事務局が、例えばこのような(財務分析) 指標でといったやり取りがあったのではないか。それに基づいて、この所管課も評定を行ったのではないか。
- (事務局) (財務分析指標の) 3指標を参考にしながら、法人が提出した財務関係資料を確認して評定するようにと指示している。

- (委員長) 今回で評定方法の見直しをするのか、次回(5年後)の課題とするのか、判断しなければならない。
- (事務局) 補足説明するが、今回公募で複数候補者のある案件で、4の(1)の項目の評定点に差がついているものはこの案件以外にないので、(評定方法の見直しをしても他には)影響がない。
- (関委員) 差がついていないというのは、相対評価を行ったけれども同じ点数をつけたということか。
- (事務局) はい。
- (関委員) 先ほど、次回の課題とするかというような話もあったが、私としては、現時点で判断の誤りがあり、それを補正できるものは補正しておくべきであると考え。相対評価というものは、優劣の差をつけるものだと考えていたが、事務局の説明では、他の案件は(複数の候補者に)同じ点数をつけているということである。今後、相対評価であるが、必ずしも優劣の差をつけなくても良いということ、より明確に(所管部局に)周知することを前提として、この案件の補正を行えば、この問題をクリアできる。
- (光木委員) 事務局が示した判断基準で(候補者の)財務基盤を評価しようとするなら、4点の差がつくようなものではないと考える。
- (関委員) (財務分析指標の数値が)基準さえクリアしていれば、優劣をつけるようなものではないというのは、会計学的知識の中で、やはりそのように考えられているのか。
- (副委員長) (財務分析指標は)単なる指標である。先ほども話したように、リース社会となった今、固定長期適合率は重要視されなくなっている。お金は多いほうが経営は安定するが、借金が多ければだめである。今は、バランスよりキャッシュフローを重視している。
- (委員長) (財務分析指標による評定であれば)4点差というのは大きすぎる。(経営学や会計学などの)専門に近い委員の意見では、一定の基準さえクリアしていれば、(法人の)安定的運営に大差はないということである。したがって、必ずしも優劣をつける必要はないという評定方法に改めて、所管部局で選定基準・評定票を再検討するということにしたいが。
- (吉田委員) 新規の候補者の事業計画書にあるリスクマネジメント委員会の立ち上げとか、自主事業の実施時期や実施回数などは、どこで定められ担保されるのか。
- (所管部局) 最終的な候補者を決定した後、協定書に定める。今回の事業計画書に記載のある事項が(協定書から)欠落しないよう確認する。

(事務局) (評定方法の見直しについて) 次回の選定委員会までに、所管部局で検討するというにしたい。

(副委員長) 現在の指定管理者の自主事業計画には、実施時期や実施回数が見られており、メニューのページ数も多い。新規の候補者の自主事業計画を見ると、実施時期や回数が未定で、市と協議して決定とか相談員と協議して決定などと記載されており、メニューのページ数も少ない。これで同点(14点)となるのはおかしいのではないかと。

(所管部局) 自主事業については、利用者の要望をもとに提案してほしい旨、市の事前説明の中で説明したことであり、自主事業の内容としては同等のものと思っている。

(光木委員) 新規の候補者の事業計画書では、(あるメニューについて) 実施することは決まっています、実施時期や実施回数を協議の上決定するのか、それとも実施するかしないかを含めて協議の上決定するのか。どちらともとれるが。

(所管部局) 基本的に、記載されているものは実施されるものと承知している。実施時期や実施回数の部分の記載について、特に要領を示している訳ではない。新規の候補者は、従来からの自主事業も継続しつつ、実施時期や実施回数は、利用者のニーズに合わせて考えるということであろう。

(委員長) (自主事業の) 実施時期や実施回数について、ヒアリングなどは行っていないか。

(所管部局) 新規の候補者には、実施時期や実施回数についてのヒアリングは行っていない。公平性を期するために、どちらの候補者にも同じ質問しかしていない。

(吉田委員) 自主事業計画の記述にしても、職員の継続雇用にしても、現在の指定管理者のほうが有利になるのは当然かと思うが、そこをどう判断するかが難しい。

(副委員長) 現在の指定管理者は、モニタリングされているので、現状を踏まえて改善するというような(事業計画書の)書き方しかできない。新規の候補者は、何でも書ける。新規の候補者は、いろんな局面で(現在の指定管理者に)相当大きな差をつけないといけないと思う。僅差であれば、現在の指定管理者のほうが、安定性の面で優れると思う。これは主観的な考えだが。

(委員長) 現在の指定管理者のモニタリング評価表を見ると、全ての項目がB評価で、得点化すると(100点満点の)60点ということで、特筆すべきものもないような状況である。他の施設(の指定管理者)のモニタリング評価表を見ると、Bの中にAがいくつかあるような評価になっている。自主事業の評価については、あらかじめ詳しく決めるのが良いのか、協議しながら決めていくのが現実的なのか、考えれば考えるほど難しい。

(副委員長) 新規の候補者は、介護事業を行っているから（この施設の管理も）大丈夫だとの説明があったが、それなら自主事業計画も、もっと具体的に記載できるのではないか。

(所管部局) 介護事業は老人が対象で、この施設では障がい者が対象ということで、初めてのことなので、慎重を期したのではないかと考える。

(委員長) 今の点（自主事業）についても、評定方法を改めるということまでは言いにくいですが、もう一度所管部局で整理した上で、次回の選定委員会で審議したい。

(大東委員) 多種多様な施設がある中で、一つの選定基準によって評価しようとする、やはり差がつきにくくなる。施設の性格や利用者のニーズに応じて、(評価の) 差がつきやすい選定基準を考えることは、今後の課題である。

(光木委員) 市は施設の設置者として、その目的を実現するための目標を設定すべきであり、その目標を達成するための提案を(指定管理者の) 応募者に求めるようにしていかないといけない。そのような考え方から、選定基準・評定票などの見直しも行わなければならない。

(関委員) 光木委員が言われるとおり、そのような枠組みが指定管理者制度のねらいである。公平な評価をしようとする、数値化が必要となり、難しくなっていく。所管部局の職員の専門性を活かして、定性的な評価基準を大胆に取り入れてほしい。主観的かどうかは、委員が判断するところである。

(委員長) それでは、これまでの委員の意見をもとに、所管部局で各候補者の再評価を行い、次回の選定委員会で審議したいと思う。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に対し、委員から修正意見が出され、「米子市心身障害者福祉センターほか」について、次回第7回選定委員会で継続審議することとなった。

#### (2) 米子市福祉保健総合センターほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

(副委員長) 3位の候補者の選定基準の1の(2)の「特定の団体を優遇するおそれはないか」の項目は、2点（「やや劣っている」となっており、(特記事項に)「公平・平等な利用について、記載がない。」となっている。所管部局で指摘しなかったのか。

(所管部局) 提出物にもれがないかはチェックするが、記載内容の記述に関して指摘することはない。記載がないことは候補者の責任の部分であるが、3位の候補者はそのような認識であったということである。

(廣戸委員) 3位の候補者は、前回（5年前）も応募しているのか。

(所管部局) 前回は、2位の団体との共同企業体で応募している。今回は、それぞれ単独での応募となっている。

(副委員長) 3位の候補者の4の(4)の「同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか」の特記事項に「同種施設の管理実績は、単独としては実績がない。」となっているが、過去の実績で評価するのか。それなら、初めての応募者は全部ダメではないか。

(所管部局) 同種施設の管理の実績や成果又は専門的知識や資格を有しているかによって評価する。初めての応募だからダメというものではない。

(副委員長) さっきの(別の案件の)説明では、過去の実績を問わずに書面の上だけで評価すると言っていたが、ここでは過去の実績も評価の対象とするのか。さっきの説明と違う。

(委員長) それは、この4の(4)が、過去の実績を問う項目だからである

(副委員長) 3位の候補者は新規参入者であり、(同種施設の管理の)実績がないのだから、2点(「やや劣っている」)ではなく1点(「劣」)でいいのではないか。

(所管部局) 米子市で、共同体としての管理実績があるので、2点とした。米子市以外の実績があればそれも評価するが、3位の候補者にはなかった。

(光木委員) 今の説明だと、管理実績があれば高得点だということだが、この項目は管理能力を問うものである。管理実績と管理能力は別物だと思うが、管理能力をどのような物指しで評価しているのか。

(所管部局) 指定管理に限らず、運營業務や設備管理も含めての管理実績で評価している。3位の候補者は、設備管理が得意分野で、委託せず自社で管理するというような提案となっている。運營業務について経験があるかどうかの評価の対象になってくる。

(吉田委員) 相対評価の評価方法は、現行の管理団体の管理水準を「普通」(5点)とするはずだが、1位の候補者(現在の指定管理者)の4の(4)は「優」(10点)となっているのはどういうことか。

(事務局) 1位の候補者を「普通」(5点)に置き、その他の候補者を相対評価によって評価すべきものとする。

(委員長) 4の(4)は、どちらかというと絶対評価に向いている項目ではないか。管理実績や専門のスタッフの人数など、数値的な評価がしやすい。所管部局では、どのように評価したか。

(所管部局) 同種施設の管理実績が、1位の候補者は18施設、2位の候補者は1施設、3位の候補者は単独での実績なしということに基づいて評価した。

(委員長) それでは、ほとんど実績の数だけで(評定が)左右したか。専門知識や資格を有しているかどうかは、どう評価したか。

(所管部局) 多くの施設を管理していると、それだけのノウハウが蓄積する。トラブルが発生しても、その解決策は(他の管理施設から)瞬時に伝わるということもある。同種の施設には同種のトラブルが起こりやすいので、その解決のノウハウにも期待できる。

(委員長) 確かに、大きな会社の実績を持っていて、多くの事業を同時に進めているということは、それに比例して(専門の)スタッフの数も多くなっていくということはある。やはりよく見ると、絶対評価の項目ではないか。

(事務局) 絶対評価となると、どの程度の施設数の管理実績を何点にするという評価基準が必要となるが、それを定めることは困難ではないかと考える。

(副委員長) やはり相対評価なのだから、現在の指定管理者を「普通」(5点)に置いて、その他の候補者を評価しないといけないのではないか。

(所管部局) 指摘された様な相対評価の方法を取ると、1位の候補者が(「普通」の)5点となり、2位と3位の候補者がそれに続くという形になる。

(委員長) この(4の(4)の)項目は、微妙に絶対評価と相対評価が入り混じっている項目でもある。4の(6)にしても、基本は1位の候補者が5点(「普通」となり、従来の実績よりも前向きな提案がなされている場合に限り、「やや優れている」や「優」となる。そこところが(所管部局で)徹底されているか、やや疑問に思う(他の)案件もちらほらある。ただ(この案件の4の(4)の)評定方法を変えても、順位には影響はない。

(赤尾委員) 今回に限っては、所管部局の(評定の)意図を理解して、このままの(選定基準・評定票の)形で査定していかないといけないと思う。

(関委員) 確かに、1位の候補者を5点(「普通」としても、点数の順位は変わらない。

(委員長) それでは、所管部局の次回の課題として、相対評価の(正しい)評定方法を理解して徹底してもらうこととして、今回は、点数の順番さえ変わらなければ、これを認めることとしたい。

(副委員長) 3の(1)の「管理経費の節減が図られる見込みがあるか」の評価で、経費が増額になった場合、最低でも1点がもらえるようになっているが、これを減点とするようなことも、将来的には考えないといけない。管理経費の節減というのは、指定管理者制度の目的の一つであるのだから。

(光木委員) 経費節減効果を計るときに、平成26年度の決算額と提案された収支予算額を比較しているが、市の試算額も増額しているのであれば、市の試算額と提案された収支予算額を比較するほうが、より公平なのではないか。経費増加の要因は、今後ともいろいろと考えられるのだから。

(所管部局) この案件に限っては、約8千万円の管理経費のうち、消費税の増税分だけでも約160万円の増額となる。それでも提案された収支予算額は、約80万円の増額に留まっているので、実質的には減額となっている。

(事務局) 経費節減効果については、指定管理者制度導入当初は大きな効果があったが、今回は(5年という指定期間の)3順目となり、(当初のような)大きな経費節減を望むことはできない状況にあると認識している。

(委員長) そのことは、本年度、経費節減の評定基準を緩和したこととも関連がある。

(光木委員) 経費節減効果の情報の出し方としては、指定管理者制度導入前の(市の)直営の管理経費との比較によって、指定管理者制度導入による効果額を市民に対して告知するという方法もある。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市福祉保健総合センターほか」について、市の評定どおり優先交渉権の順位付けが承認された。

#### (3) 米子市シルバーワークプラザの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

(副委員長) 選定基準の4の(6)の「障害者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか」について、2点(「やや劣っている」とした理由は何か。

(所管部局) 候補者は、市役所の樹木の剪定や正月の門松の設置などをボランティア活動として行ってきたが、それ以外に団体としての取組が見受けられず、少し不十分と判断した。

(吉田委員) これは非公募の案件だが、評定点が何点以下だとダメだというような基準はあるのか。

(事務局) それはない。

(吉田委員) この案件は、以前の選定委員会で非公募とすることを了解した訳だが、今回この選定基準・評定票について、どう評価すればよいのか。

- (事務局) 事業計画等に基づく選定基準・評定票を手がかりに、候補者が適正に管理業務を行うことができるかどうかを判断していただくこととなる。
- (関委員) (候補者の)競争がない場合でも、(満点の)6割以上を目安とするというような基準を設けることがあるが。
- (事務局) 現在の指定管理者が候補者であるので、相対評価の部分は「普通」(5点)を基本とし、これに2項目の絶対評価が加わる。基本的には、(200点満点の)100点に近い点数が出てくるのではないかと考える。
- (委員長) 今回の事業計画書等が従来どおりの内容であれば、選定基準・評定票には「普通」(5点)という評価がたくさん並ぶこととなるが、この選定基準・評定票では「やや優れている」(7点)がたくさん並んでいる。記入の仕方について、事務局の指示に従って評価しているか。
- (所管部局) 所管部局としては、(候補者が)よくやっていると評価しており、「やや優れている」(7点)を基本として評定した。考え違いであったので、選定基準・評定票を修正したい。
- (廣戸委員) シルバーワークプラザ内に候補者が入居しており、電気設備の交換が予定されているとのことだが、光熱水費に影響がないようである。光熱水費は、面積案分で負担しているのか。
- (所管部局) そのとおり。電気設備の交換とは、蛍光灯の安定器の交換と消火器の更新等である。
- (光木委員) 経費節減効果のところで、平成26年度決算と比較している施設と市の試算と比較している施設があるが、何か意図があって使い分けているのか。
- (事務局) 指定管理者制度導入当初から、直前の年度の管理経費の決算額と比較して経費節減効果を計っており、それを踏襲して平成26年度決算額との比較とすることを基本とした。しかし、新たな業務を追加したことによる管理経費の増額の部分で、経費節減の評価が悪くなることを避けるために、そのような場合には、市の試算額との比較とすることとした。この施設の管理については、指定管理者制度導入時からこの候補者が極めて低額の指定管理料で管理を行っており、その間に生じた指定管理者の責によらない消費税増税などの影響が大きく、経費節減の評価が不当に悪くなることを避けるため、今回は市の試算額との比較とすることとした。
- (光木委員) 施設によって経費節減効果を計る物指しが違うというのは、違和感がある。市として都合の悪いことを隠しているようにも思える。統一するとしたら、市の試算額との比較とするほうが、より客観的であり分かりやすい。
- (事務局) 今後の課題としたい。

(関委員) 今回は、指定期間の更新という良い機会であるので、施設のパフォーマンスを高めるために、市の方針を含めて(候補者に)積極的な提案やアドバイスを行ってほしい。

(副委員長) 評定方法を修正しても、結果は変わらないのだから、ここで承認しても良いのではないか。

(委員長) 選定基準・評定票は、やはり修正しておく必要があるが、その確認は事務局に一任することとしたい。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に対し、委員から修正意見が出されたが、「米子市シルバーワークプラザ」の候補者案については、当該評定結果の修正を条件に承認された。

#### (4) 米子市観光センターの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

#### 【質疑等】

(副委員長) 選定基準の3の(3)「人件費の設定は適切か」のところで、「正職員の人件費は計上せず」とあるが、(正職員は)加盟旅館から派遣されているのか。

(所管部局) 正職員は加盟旅館からの派遣ではなく、候補者が雇用しているが、その人件費は指定管理料に含まれず、候補者の負担となっている。指定管理料から負担するのは、非常勤職員の人件費である。

(湯原委員) そうすると、非常勤職員の人件費のみが計上されているということか。

(所管部局) この施設の通常的时间帯の(業務に従事する職員の)人件費は計上せず、施設の利便性を高めるために開館している午後6時から10時までの間の(業務に従事する)非常勤職員の人件費のみを計上している。

(副委員長) 厳密に言うと、管理経費が少なく見積もられているということにならないか。

(所管部局) この施設は、皆生温泉の活性化の取組の拠点としたいという地元の強い要望で、昭和58年に建設したものである。当初からの市と皆生温泉旅館組合との協議の上で、現在のような管理形態をとって(いるので管理経費が少なくなつて)おり、他の施設とは異なる管理形態である。

(吉田委員) 通常的时间帯は候補者の正職員が対応して、その人件費は候補者の負担とのことだが、夜間の非常勤職員はどこが雇用しているのか。

(所管部局) 利用者の要望などから、5年位前に夜間の開館を始めたが、利便性を高める取組であるので、指定管理料にそのための人件費を計上し、候補者が非常勤職員を雇用している。

(赤尾委員) いろいろな経緯はあるだろうが、経費の面から考えても、この候補者以外に考えられないということであろう。

(所管部局) そのとおり。

(委員長) 候補者の要望により、市が施設をつくった。そのかわり、施設の運営に関しては(候補者が)応分の負担をするということで、市と候補者は、持ちつ持たれつの関係にあると言える。

(廣戸委員) 指定管理者制度を導入する前の管理形態は、どのようになっていたか。

(所管部局) 全て候補者が管理運営を行っていた。指定管理者制度を導入してからは、例えば足湯を設置したりサービスを拡大させた部分などで、経費がかかる状況となっている。

(委員長) 施設の大きな改修などは市が行い、それ以外は候補者が行うという形で、これまで管理を行ってきたということか。

(所管部局) そのとおり。

(関委員) かなり特殊な管理形態となっているので、選定基準の1の(2)「特定の団体等を優遇するおそれはないか」のところで、少し懸念があるが。

(所管部局) 昔から利用者が固定化されており、新規の申し込みがないため、そのような(特定の団体等を優遇する)問題は起こらないと考えている。

(吉田委員) 利用者が固定化しているから問題ないとは、どういう状況か。

(所管部局) 会議室やホールの予約開始日に、利用者の申し込みが殺到するような状況ではなく、特定の利用者のために(会議室などを)押さえておく必要はないということで、それほど(利用に関して)人気がないということである。もちろん、申込順に受け付けるというルールもある。

(関委員) 懸念していたのは、候補者が優先的に(会議室などを)押さえてしまい、他の利用者の利用が制限されるというようなことであった。

(関委員) 自主事業を充実させることで、施設利用率の向上が図られているのか。

(所管部局) 具体的には、素鳳ふるさと館では市の文化課と協議しながら展示物を展示したり、新たにふるさとギャラリーを開設したり、各種のイベントも行っている。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評定結果に異議はなく、「米子市観光センター」について、市の評定どおり候補者案が承認された。

## (5) 米子水鳥公園ほかの審議

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

### 【質疑等】

(湯原委員) 選定基準の4の(5)「安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか」の評定が「普通」(5点)となっているが、職員の継続雇用率100%であれば、「優」(10点)となるのではないか。

(所管部局) 勘違いをしていたので、「優」(10点)に修正したい。

(副委員長) 自主事業を実施しないとのことだが、小中学生などを対象とした観察会など、自主事業がやりやすい施設ではないのか。

(所管部局) (指定管理者の提案による) 自主事業としてではなく、通常の(条例に定める)事業として行っており、小中学校にも案内している。

(委員長) 貸しホールのものがあるが、そこで自主事業をやるというようなものではなく、施設の目的にしたがって運営するという、限定的で専門的な施設だから、そのようになっている。

(関委員) 指定管理者業務評価書に具体的な指摘や課題が記載されており、施設のパフォーマンスを向上させる仕組みができていると感心しているが、第三者評価とはどのようなものか、また、指摘事項への対応はどう考えているのかを聞きたい。

(所管部局) 第三者評価については、利用者団体である「友の会」の評価を受けている。指摘事項として、職員体制の強化が挙げられているが、平成26年度から指導員が1人減員となっていることに関するものである。これは、2人の指導員の内1人が館長になったことによるものであるが、この施設の売りは利用者への1対1の対応であるので、館長も指導員の業務ができるような職員体制を考えており、人件費の設定もこれに対応したものとなっている。

(光木委員) 施設や設備で、何か特殊なものはあるのか。

(所管部局) 研究設備があるし、園内には立入りができない区域もある。

(光木委員) 職員には、もちろん専門的知識が求められるのだが、施設や設備の持続可能性を高める管理能力も求められる。候補者自らが施設や設備の修繕を行い、管理コストを抑えるという説明だったが、それで本当に施設や設備を長持ちさせることができるのかという点が気になる。

(所管部局) 候補者が行う修繕は、ペンキ塗りなどの小修繕である。専門的設備の修繕などは、専門業者への委託となる。

(光木委員) 市のサポートがないと、候補者の管理能力だけでは施設の(持続可能性を高める)管理は難しいのではないか。

(所管部局) 現状を維持するための小修繕は候補者が行き、建物本体の修繕や施設の延命化に関することは市が行うこととしている。

**【審議結果】**

選定基準に基づく市の評定結果に対し、委員から修正意見が出されたが、「米子水鳥公園ほか」の候補者案については、当該評定結果の修正を条件に承認された。

**(6) 米子市都市公園の審議**

所管部局が、指定管理者候補者案の選定過程などを説明した。

**【質疑等】**

(廣戸委員) 応募者が1団体のみであったことをどう捉えているか。

(所管部局) 前回(5年前)は2団体の応募だったので、今回も複数の応募があるものと考えていた。2、3団体の競争があることが望ましいと考えている。

(大東委員) 競争原理が働いて管理の質が高まることを期待するのだが、特殊な施設でもないのに競争が起こらない原因はあるのか。

(所管部局) ふたを開けてみたら、1団体だったということである。(原因は定かではない。)

(大東委員) 規模が大きい(施設数が多い)ので、候補者にもある程度の(組織の)規模とノウハウがないと、なかなか(応募が)難しいのではないか。

(廣戸委員) 他にも業者はたくさんあるのだが、指定管理の考え方を十分に理解していないのかもしれない。

(所管部局) 湊山公園の「猿ヶ島」の管理もあり、飼育員として動物取扱業の資格が必要となる。そのあたりが(他の業者では)難しいのかと考える。

(大東委員) 弓ヶ浜公園と湊山公園は距離が離れているのだから、(グループに)分けられるのではないかと思う。

(所管部局) そのような(グループ分けの)考え方もあるが、逆に指定管理料の総額は増加すると考えている。かつては一括管理させていたこの都市公園と体育施設を分割したという経緯もある。都市公園だけでも規模は大きいと思うが、利用者アンケートなどを見ても、満足のいく管理水準を保っていると考えている。現状では、無理にグループ分けする必要はないのではないかと考えている。

(吉田委員) 選定基準の2「事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」について、具体的にはどのような新しい提案があったのか。

(所管部局) (緊急事態発生時の対応のための) 危機管理支援チームを創設したり、災害事例ごとの対応マニュアルが作成されたりしている。

(関委員) 市の関係部局との連携体制はどうなっているのか。例えば、外来生物の対応などは環境部局と、ホームレスの対応などは福祉部局と連携した対応が必要になるかと思うが、実例などはあるか。

(所管部局) 外来生物のオオキンケイギクが生える場所があるが、指定管理者が発見した場合や駆除した場合は、市の環境政策課に報告することになっている。ホームレスは、近年、都市公園では見かけられていない。

(関委員) 選定基準の4の(6)「障害者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか」の内、障がい者雇用率がやや低いかと思うが、(市が候補者に)指導なりアドバイスなりできると思う。

(湯原委員) 男女共同参画推進企業の認定を受けたり、育児・介護等の休業規定を定めていることは、高く評価できる。

(光木委員) 管理経費が増額となった理由の一つに、修繕費の増額があったとのことだが、市の試算額とはどれ位の差だったのか。

(所管部局) 年額で約90万円の差であった。

(光木委員) 施設の老朽化の状況や修繕が必要な箇所の情報の(市と候補者の)共通認識があれば、その(90万円の)差額は埋まってくるかと思う。

(関委員) 先ほどのホームレス対応の件は、施設の不適切利用の範囲に入ってくるので、福祉部局との連携が必要かとコメントした。

#### 【審議結果】

選定基準に基づく市の評価結果に異議はなく、「米子市都市公園」について、市の評価どおり候補者案が承認された。

#### [4 その他]

次回の会議は、10月21日(水)に開催することが確認された。

#### [5 閉会]